

# 高知県教育委員会事務局災害時動員体制

(平成24年4月1日)

高知県災害対策本部規程第11条第2項の規定により、教育委員会事務局の動員体制について、次のとおり定める。

## 1 風水害第2・第3・第4配備における関係課及び動員人数

関係課：風水害第2配備—教育政策課（主管課）

風水害第3配備—教育政策課、学校安全対策課、幼保支援課、小中学校課、  
高等学校課、特別支援教育課、生涯学習課、文化財課、  
スポーツ健康教育課（主管課、学校関係課、施設所管課）

風水害第4配備—全 課

動員人数：風水害第2配備—本部連絡員を含む課員1名以上

風水害第3配備—本部連絡員1名、関係課は各課連絡員を含む課員1名以上  
（ただし、休日・夜間等の待機は状況により判断する）

風水害第4配備—原則として課員全員

## 2 震災第2・第3配備における関係課及び動員人数

関係課：震災第2配備（震度4、津波警報）

—教育政策課、学校安全対策課、幼保支援課、小中学校課、  
高等学校課、特別支援教育課、生涯学習課、文化財課、  
スポーツ健康教育課（主管課、学校関係課、施設所管課）

震災第3配備（震度5弱以上、大津波警報）

—全 課

動員人数：震災第2配備（震度4、津波警報）

—本部連絡員1名、関係課は各課連絡員を含む課員1名以上

震災第3配備（震度5弱）

—本部連絡員1名、関係課は各課連絡員を含む課員2名以上

震災第3配備（震度5強以上、大津波警報）

—原則として課員全員

## 3 事務所等における動員体制

出先及び教育機関（県立学校含む。）の動員体制については、上記1、2に規定する各関係課において、所管する機関等の動員体制を定め、情報の伝達・確認が円滑に行えるよう整備しておくものとする。